
監査委員公表

監査委員公表第6号

令和4年3月30日付 R03-21000-01118、R03-21000-01160 及び R03-21000-01127 の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月16日

長崎県監査委員	下	田	芳	之
同	砺	山	和	仁
同	前	田	哲	也
同	中	村	泰	輔

R04-01090-01598

令和4年5月30日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和3年度普通会計定期監査(後期)結果に係る措置について(通知)

令和4年3月30日付R03-21000-01118にて提出された監査結果に基づき、別紙
のとおり措置を講じましたので通知します。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	総務	対馬振興局 管理部 税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等)	<p>県税の収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話による催告や自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の98%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」の制度の活用、並びに県から派遣された課長(対馬市税務課主幹)との協力により、市との連携・協働を強化して効果的な滞納整理を行うことで収入未済額の縮減に取り組んでおり、このような取組みにより収入未済は年々減少しております。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う徴収猶予適用により繰越となった案件については、一部徴収猶予の延長を適用したものを除き、令和3年度中に大部分が完納となりました。</p> <p>今後とも、滞納者への折衝及び滞納処分を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、納税の猶予などの制度を適切に活用しながら、個々の実態に即した実効性の高い滞納整理を講じることにより、県税収入の確保に努めてまいります。</p>
2	総務	県央振興局 税務部 納税課、課税課	来庁者用の駐車サービス券について、来庁者に渡す都度に記録する使用簿と毎日の在庫管理を行うための受払簿との間で不突合があり、管理が不十分である。	<p>駐車サービス券については、これまで窓口手続き終了後に来庁者へ駐車場利用の確認を行い窓口担当者が使用簿に記載して交付していたため、混雑時に記載を失念してしまうなど、残枚数で日々管理を行っていた受払簿との間で不都合が生じてしまい、管理不十分な状況となっていたものです。</p> <p>今回、マニュアルを整備し、駐車場利用の有無は来庁時に確認を行い、来庁者に使用簿を記載させることで記載漏れを防止し、また、各課に駐車サービス券の管理者を定め、窓口担当者は、使用簿を提示して交付を受ける取扱いに変更するなど、チェック体制を強化し、適切な管理に努めてまいります。</p>
3	地域振興	五島振興局 管理部 総務課	ワークハウスレンタル契約において、誤った理由により契約保証金を免除している。	<p>コロナ感染症軽症者等宿泊療養施設の管理棟として必要となったコンテナハウスのレンタル契約において、積算額が随意契約の限度額を超えるため指名競争入札を実施し、契約保証金「要」として処理を進めていました。</p> <p>その後、他部局の同様の事案では「新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、緊急の調達が必要となった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約が可能である」との国の通知を受け、一者随契(契約保証金免除)により契約を締結していることが判明したことから、入札手続の途中にもかかわらず一者随意契約の契約時に適用する契約保証金の免除規定を誤って適用していたものです。</p> <p>今後は、随時改正される国発出の通知の情報収集に努め、契約保証金免除の適否の決定を適切に処理してまいります。</p>

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
4	地域振興	五島振興局 管理部 総務課	横道地区地域防災対策総合治山工事設計等業務委託において、契約保証金の要否についての確認が不十分であったため、契約保証金を契約後に納付させている。	予備監査以降は落札・決定時に、入札執行に関わる複数職員で契約保証金の要否を確認するよう見直しを行いました。 また、共有フォルダに入札から契約までのスケジュール表を作成し、契約までに契約保証金の処理漏れがないか班のミーティングでの確認を徹底することとしました。 今後とも、再発防止に努めてまいります。
5	地域振興	五島振興局 上五島支所 総務課	上五島支所のプレハブ倉庫について、産業廃棄物としての処分が行われておらず、支出科目も誤って処理されている。 また、物品の不用決定を行わずに処分をしている。	本件は、上五島支所庁舎前にあったプレハブ倉庫を産業廃棄物として委託契約を締結することなく処分していたものです。 当時は、プレハブ倉庫の解体及び撤去業務として発注しており、産業廃棄物との認識がありませんでした。 また、不用決定についても、物品登録がなされているとの認識がなく、システム上の処理をすることなく手続きを進めておりました。 今後は、関係法令に従い適正に処分を行うよう、物品登録の有無を含め確認を徹底し適切な事務処理に努めます。 なお、受注業者への聞き取りにより、当該倉庫は最終処分に至ったことを確認しており、物品管理システム上も、令和4年1月24日付で不用決定のうえ払出を終えています。
6	地域振興	五島振興局 管理部 総務課	保管金の管理において、源泉徴収した所得税等の還付対象者への還付漏れや、税務署への納付漏れ及び還付請求漏れがある。	年末調整に係る所得税の処理について、事務処理の引継ぎ等が不十分であったため納付漏れ等が発生したものです。 令和3年分の年末調整より、本人への還付の方法を見直すとともに、毎月保管金出納簿で納付漏れ等がないか確認を徹底することとしました。 今後とも、再発防止に努めてまいります。
7	県民生活環境	五島振興局 保健部 企画保健課、衛生環境課	感染性廃棄物の保管について、法律等の定めに従っておらず管理が不十分である。	法律等の定めに従い、取扱い等を下記のとおり改めました。 ・扉を常時閉め、注意書きを貼付し関係者以外の立入りを禁止とする。 ・保管箱の場所を、蓋を密閉したものと使用中のものとして区分する。 ・注意書きのサイズを、国基準を満たすサイズに貼り換える。 ・部屋の空調はこれまで同様使用しない。 上記について、所内に注意書きを貼付するとともに、所員全員へ周知を行ったところです。今後も年度初めには所員全員へ周知する等し、管理を徹底してまいります。
8	福祉保健	こども医療福祉センター	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (障害福祉手数料等)	保護者との面談、電話催告、文書による督促・催告や債権管理を専任で行う会計年度任用職員による訪問徴収に取り組んでおります。また生活困窮者に対しては自治体等の支援策の情報提供や相談などを通して、納入に繋がるよう引き続き努めてまいります。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
9	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	<p>長崎こども・女性・障害者支援センター庁舎清掃業務委託において、清掃範囲を変更指示しているにもかかわらず、変更契約の手続きを行っていない。</p> <p>また、仕様書と積算の内容が異なっている。</p> <p>さらに、報告書で作業実施が確認できないものがあり、履行確認が不十分である。</p>	<p>定期清掃(床・カーペット、窓・ブラインド各年2回実施)の実施にあたり、機密文書を保管している箇所の清掃を取りやめたものを契約変更をすることなく変更指示をしたものです。この変更指示に関しては、委託料の額に変更は生じておりません。</p> <p>今後、仕様と異なる業務を行わせる場合には、変更内容を反映させた仕様書の作成及びそれに係る積算を行い、適正な変更契約の手続きを行ってまいります。</p> <p>また、積算に計上していない項目を仕様書へ計上しており、仕様書と積算の内容が異なっていました。</p> <p>今後、起案にあたっては、仕様書と積算内容の照合を十分に行い、仕様書と積算の内容が異なることがないようにいたします。</p> <p>あわせて、履行確認にあたっては、仕様書と報告書の照合を十分に行い、仕様書どおりに履行がなされているか、履行確認を適正に行ってまいります。</p> <p>なお、令和4年度の契約においては、実際の清掃範囲に合わせて、仕様書の見直しを行いました。</p>
10	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	<p>エアコン取付工事において、妥当性の検討を行うことなく、値引き後の参考見積額に基づいて予定額の積算を行っている。</p> <p>また、見積書徴取業者の選定にあたり、参加資格の確認が不十分である。</p>	<p>参考見積業者へ事前に機器値引きであることを確認のうえ、参考見積にその旨を記載し積算価格としましたが、現市場の取引価格との検討を行っていなかったものです。</p> <p>今後は取引価格を調査し妥当性を検討したうえで積算いたします。</p> <p>また、業者選定においては、参加資格の確認を明確にするため、選定理由となる資料を添付してまいります。</p>
11	福祉保健	壱岐振興局 保健部 企画保健課	<p>公用車の使用において、公用車運行日誌運行前点検表による所属長等の確認が記録されていない。</p> <p>また、アルコールチェックが確実に実施されていない。</p>	<p>運行日誌と一体となっていた運行前点検表を、人事課通知の運航前確認簿に改めて、所属長等の確認を行うようにいたしました。</p> <p>また、職員運転の際には、運転する職員が行ったアルコールチェッカーを使用した点検結果を課長又は班長が確認した後、課長又は班長から運転する職員へ公用車の鍵を渡すこととしました。</p> <p>今後は、確実な実施を徹底してまいります。</p>
12	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	<p>公用車の廃車に伴う自動車重量税の還付手続きが行われていない。</p>	<p>還付手続きが不要と誤認していたため、還付手続きを失念していたものであり、令和3年12月10日に陸運局へ還付手続きを行いました。(令和4年1月24日収入)</p> <p>廃車の手続きについては、処理方法等の手順書を作成いたしました。</p> <p>今後は、当該手順書を引継書へ追加し、同様の手続き漏れがないよう努めてまいります。</p>

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
13	福祉保健	五島振興局 保健部 企画 保健課、衛生 環境課	感染性廃棄物の保管について、法律等の定めに従っておらず管理が不十分である。	<p>関係法令の理解が不十分であったため、保管場所へ関係者以外の立ち入りが可能であるなど、管理が不十分であったものです。</p> <p>法律等の定めに従い、取扱い等を下記のとおり改め、所内に注意書きを貼付するとともに所内全員に周知を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扉を常時閉め、注意書きを貼付し、関係者以外の立ち入りを禁止 ・保管箱の配置場所を、蓋を密閉したものと使用中のものとの区分 ・注意書きのサイズを、国基準を満たすサイズに貼替 <p>今後も年度初めには所内全員へ周知し、管理を徹底してまいります。</p>
14	産業労働	佐世保高等 技術専門学校	<p>エレベーター保守点検業務委託契約による点検結果で判明した動作不良箇所について、仕様書で提出が定められている受託業者からの修理見積書が、1年以上提出されなかったことにより対応が遅延している。</p> <p>また、対象機器2基のうち1基が故障し稼働していないにもかかわらず、点検項目の見直しを検討することなく、当初の契約金額がそのまま支払われている。</p>	<p>修理見積書の提出遅延については、点検業者が動作不良の原因特定をするにあたってメーカーとのやり取りが何回も生じ、時間を要したために起きたものです。</p> <p>原因が特定された後は、修繕を行うよう計画し、点検業者と修繕契約を締結しましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等による半導体不足のため、資材の調達に困難となり、年度内の履行が困難な状況となったことから、やむを得ず契約の解除を行ったところです。</p> <p>今後は、資材の調達時期が明確になり次第、修繕を行ってまいります。</p> <p>点検項目の見直しについては、令和4年度の入札前に令和3年度の受託業者と協議した結果、稼働していない1基についても同様に点検が必要であることを確認しております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後も適正な事務処理に努めてまいります。</p>
15	水産	五島振興局 上五島支所 建設部 管理・ 用地課	漁港施設にある漁具倉庫について、無許可で占有されている期間の不当利得を請求していない。	不当利得の請求に向けて準備を進めてまいります。
16	水産	長崎港湾漁 港事務所 総務課	庁舎建築設備等点検業務において提出された定期検査報告書に、要是正の指摘があるが対応の検討がされていない。	限られた予算の中で、優先順位をつけて対応してまいります。
17	水産	長崎港湾漁 港事務所 総務課	消耗品等出納簿(切手)において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、年度初めに行う前年度繰越高の物品管理者及び出納員の確認がなされていない。	年度当初、物品管理者及び会計員の確認印を受けるよう徹底するとともに、今後はこのようなことがないよう、適切に処理します。
18	水産	壱岐振興局 農林水産部 水産課	公用車の廃車が遅延したことにより、本来還付可能な自動車重量税、自賠責保険料の還付が行われていない。	今後は、公用車の更新時期の前に、処分予定の公用車の売却若しくは棄却処分の検討を進め、再発防止に努めてまいります。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
19	水産	総合水産試験場	ボイラーのガス及び電気料金を抑制するために設置されたコージェネレーションシステム(熱電併給装置)が故障しているにもかかわらず、一年以上対応していない。	当該装置の故障の修理については、令和3年12月20日に発注し、令和4年1月13日に終了しました。 今後、施設管理の状況や修理発注等の予定について、所属内でのミーティング及びスケジューラー等での共有に努め、事務処理に遅延や漏れ等が生じないよう徹底します。 なお、当該システムの導入に伴いガス従量料金単価が低減される契約は継続できています。
20	農林	県央振興局農林部農道課	大村レインボーロード地区小川内大橋橋脚補強工事において、工事完成が遅延しているにもかかわらず、遅滞損害金を徴収していない。	当該工事の完成検査において、手直しが生じ、工事完成が遅延したにもかかわらず、遅滞損害金を徴収していなかったため、今回指摘を受けたものであります。 指摘を受けた後、遅延日数等を基に遅滞損害金を算定のうえ受注者へ請求し、令和4年2月16日に徴収いたしました。 今後は、このような事態が発生しないよう契約期間中の現場管理の徹底に努めるとともに、工事完成の遅延が発生した場合には、振興局内関係部署とも協議したうえで適正な事務処理に努めてまいります。
21	農林	肉用牛改良センター	家畜人工授精用凍結精液譲渡料の収納事務を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。	家畜人工授精用凍結精液譲渡料の収納事務について、県内各農協等と収納事務にかかる委託契約を締結しておりましたが、地方自治法施行令に定める告示を行っていなかったことから指摘を受けたものであります。 指摘を受け、令和3年度においては、令和4年2月8日付で県公報による告示を行いました。 今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務手続きに努めてまいります。
22	農林	対馬振興局農林水産部森林土木課	上槻地区災害関連緊急治山工事(2工区)の変更契約において、追加工事の経費算出を誤っている。	上槻地区災害関連緊急治山工事(2工区)の変更契約において、工法変更及び工法変更に伴う産業廃棄物(汚泥)処理費用を設計変更の対象とすべきところ、産業廃棄物処理費用のみを設計変更の対象としていたことについて、指摘を受けたものであります。 これは、工事に着手した後に、当初設計における工法では現地の地質に対応できないことが判明したことから、事業者の申し入れを承諾し、地質に適した工法に変更したものでありますが、工法変更については設計変更の対象とはせず、工法変更に伴い発生する産廃処理費用のみを対象としていたものであります。 今回の指摘を受け、変更契約においては、適正にその経費を反映させるように、打合せ内容や現場で得た情報は監督日誌に記載し、課内での情報共有を徹底するとともに、工事設計時及び審査時における内容確認等を内部統制チェックシートに追加し改善を図っております。 今後、同様の事案が発生しないよう適正な設計変更に取り組んでまいります。
23	農林	農林技術開発センター	豚委託販売契約外2件において、県が負担する「と場経費」などの内容が、契約書上不明確である。	豚等の委託販売契約については、受託者がと場に対して支払う「と場経費」等は県が負担することとしており、契約書において「1頭につき定められた経費の実費とする」等の定めを行っていたものの、その金額や根拠を明示していなかったことから、指摘を受けたものであります。 今後は、経費の金額や根拠を明示するよう契約書の記載方法を改め、適正な事務処理に努めてまいります。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
24	農林	農林技術開発センター	長崎県病害虫防除所浄化槽保守点検業務委託において、県の申入れにより変更契約を行っているが、相手方から見積書を徴取せず県から通知した額で契約を締結している。	浄化槽保守点検業務委託において、当該浄化槽を取り替えることとなったため、取り替え期間中の保守点検が不要となることから、県からの申入れにより変更契約を行ったものですが、受託者から見積書を徴取しないまま変更契約を行ったことについて、指摘を受けたものであります。今後は、同様の事案が生じないよう改めて職員に周知するとともに、「契約事務チェックリスト」による職員相互のチェックを徹底し、「入札・契約事務マニュアル」に沿って適正な事務処理に努めてまいります。
25	農林	農業大学校	自家用電気工作物保安業務委託(本校)において、至急対応が必要な不具合等が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。	本校の電気設備点検において、早急に改善する必要がある不具合等が報告されているにもかかわらず、対応が遅延していたことについて、指摘を受けたものです。これは、緊急性や安全性を考慮し、校内の他の修繕工事等と調整した結果、電気設備については応急的な対応のみを行っていたものであります。不具合の根本的な改善に向けては、現在、修繕を進めているところであります。今後は、点検結果に基づき、適正な対応を行うよう努めてまいります。
26	農林	肉用牛改良センター	ノコズの売買単価契約において、契約保証金の免除に必要な履行完了実績を確認しないまま、契約保証金を免除している。 また、入札執行通知書に契約保証金の取扱について記載していない。 さらに、契約書に契約保証金の条項が約定されていない。	ノコズの売買単価契約において、契約保証金の免除に必要な履行完了実績を確認しないまま契約保証金を免除していたこと、また、入札執行通知書に契約保証金の取扱についての記載が漏れていたこと、さらに、契約書に契約保証金の条項を約定していなかったことから指摘を受けたものであります。今後は、契約時にチェックリストによる確認を徹底し適正な事務手続きに努めてまいります。なお、令和3年度ノコズの売買単価契約においては、令和4年1月31日付で契約保証金の条項を追加した変更契約を締結したうえで、受注者から契約保証金を納付させております。
27	農林	県央振興局農林部 森林土木課	県央地区効果促進事業測量業務委託(2工区)において、成果品として受け取った記録機器類(HDD)が物品として組み入れられていない。	県央地区効果促進事業測量業務委託(航空レーザー測量業務委託)において、成果品として受領した、測量結果のデータが保管された記録機器(HDD)について、物品として組み入れ、物品管理簿に登録して管理すべきところ、組み入れ手続きがなされていなかったため、指摘を受けたものであります。今回の指摘を受け、直ちに物品として組み入れ手続きを行い是正を図りました。また、物品購入だけでなく、委託事業等における成果品も組み入れが必要である旨を関係職員で情報共有し、適正な物品管理を行うよう、再発防止策を講じました。今後、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。
28	農林	肉用牛改良センター	家畜人工授精用凍結精液について、配布先から提出された利用状況報告書の集計誤り等があり数量管理が不十分である。	凍結精液の数量管理については、凍結精液流通管理システムにおいて適正に管理していましたが、集計用資料である凍結精液利用状況報告書の作成において、人的な入力ミスが原因で集計表に誤り等があり、数量管理が不十分との指摘を受けたものであります。今回の指摘を受け、凍結精液利用状況報告書の作成を管理システムから出力するよう改め、人的な入力ミスを防止するよう改善を図りました。今後も、適正な数量管理・報告書作成に努めてまいります。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
29	農林	農林技術開発センター	毒物劇物で長期間使用されていない物が存在し、使用の見込みがないまま保管されている。	過去の試験研究課題の際に購入した毒物劇物について、試験終了後、使用見込みがないまま長期間保管されていることについて、指摘を受けたものであります。毒物劇物については、「毒物劇物危害防止規定」に基づき、引き続き、適切な取り扱いを行うとともに、使用見込みのないものについては、計画的な処分を進める等、適正な管理に努めてまいります。
30	土木	五島振興局建設部管理・用地課	収入未済について、相続放棄の確認遅延や債権管理簿の未記入があるので、債権の適正な管理を行うとともに、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(港湾施設使用料等)また、不法占用にかかる不当利得を調定していない。さらに、相続人調査について適正に文書管理がされていない。	相続放棄の有無の確認遅延及び債権管理簿への未記入等、並びに相続人調査に関する管理書類については、監査指摘後、適正に完備いたしました。今後は、債権管理マニュアル等を確認し、文書管理を含め適切な処理を行い、適正な債権管理を行うよう努めてまいります。また、不当利得の調定については、不法占用物件の撤去日の目途がたらず不法占用期間を特定できなかったため調定を行っておりませんでした。今後は、不法占用状態が長期となる場合は期間を区切って不当利得の調定を行うこととし、適正な徴収事務に努めてまいります。
31	土木	対馬振興局建設部管理課	港湾使用料(特別会計)外において、納期限内に納付がされていないにもかかわらず督促を行っていない。	納入期限を過ぎた者に対しては、速やかに電話、訪問等により納入を催告しています。令和4年度からは、納入通知書を送付する際、期限内納入を喚起するチラシを新たに同封しています。また、催告に従わない時は督促してまいります。
32	土木	壱岐振興局建設部壱岐空港管理事務所	産業廃棄物処分業務において委託契約書を作成しないまま、委託しており、また、最終処分の確認をしていない。	今後、産廃処理業務を委託する際は、委託料の有無或いは多寡を問わず、委託契約書を取り交わす必要があること、又産廃処分業務を委託した場合、履行確認はマニフェストE票を以て行うことを事務所内で改めて徹底し、適正な処理に努めてまいります。また、最終処分の確認については、マニフェストのE票により行っています。
33	土木	長崎港湾漁港事務所総務課	庁舎建築設備等点検業務において提出された定期検査報告書に、要是正の指摘があるが対応の検討がされていない。	限られた予算の中で、優先順位をつけて対応してまいります。
34	土木	長崎振興局建設部用地課	長崎港港湾機能施設整備工事に係る土地鑑定評価契約は、請負であり検査調書を作成する必要があるが、これが作成されていない。	土地鑑定評価業務については、役務費で執行する取り扱いを行っておりますが、成果物の引渡しを目的とする契約であるため、検査調書の作成が必要であったところ、役務費の場合、検査調書の作成は不要であるとの誤った認識により作成しなかったものであります。本件指摘を受け、土地鑑定評価依頼事務取扱要領を改正し、検査調書の作成を明文で定め、適正な契約事務について改めて周知を徹底しております。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
35	土木	長崎港湾漁港事務所 港営課	小ヶ倉柳地区消防用設備等点検業務委託外2件において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、契約が遅延し消防法等で定められている点検期間が遅延している。	小ヶ倉柳地区消防設備等点検業務委託、長崎港元船地区B棟・C棟上屋消防用設備等点検業務委託及び長崎港・茂木港臨港道路路面清掃業務委託について、令和3年度は年度当初に契約し、点検等を行いました。
36	土木	県央振興局 建設部 道路第二課	一般県道諫早外環状線道路改良工事(監督補助業務委託その1)外1件において、工事の件数や箇所が変更されたにもかかわらず、変更契約を行っていない。	工事の件数や箇所は変わっていましたが、契約金額の変更に影響がなかったことから、受注者とは打合せ簿などの書面による甲乙協議を行い、契約変更は行っていませんでした。今後は、業務内容の変更に応じて適切に契約変更を行います。
37	土木	県央振興局 建設部 河港課	半造川樋門等操作管理委託において、承諾のないまま再委託が行われている。	契約事務チェックリストに再委託の項目を追記し、契約時点で契約相手方に再委託の有無について確認を行うよう是正しました。令和3年度委託分については令和3年12月2日付で再委託承認申請を受理、12月6日に承認を行いました。今後も適正な処理を徹底いたします。
38	土木	県央振興局 建設部 河港課	県央振興局管内ダム管理補助業務委託外2件の点検業務委託で報告された不具合箇所について、対応が遅延している。	各点検結果報告書にある不具合箇所について、緊急性の高いものについては令和3年度に予算要求を行い、現在対応中であります。今後は緊急性や対応方針等をもとに修繕計画を作成し対応いたします。
39	土木	五島振興局 建設部 管理・用地課	消防設備保守点検業務委託において、消火器具が不良との点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。	令和3年1月に点検報告を受け、消火器交換の予算措置が次年度となってしまったため対応が遅れましたが、令和3年度予算で対応(令和3年11月発注、12月7日交換)いたしました。 今後は、消火器具等の消防設備の不良報告を受けた際、早急に対応してまいります。
40	土木	五島振興局 建設部 道路課	一般県道河務福江線道路植栽管理委託において、契約が遅延している。 また、契約の内容に沿った保険加入が行われていない。 さらに、損害保険の予定額の積算が不明確である。	植栽管理について、平成28年度より基本協定を締結し、毎年度毎の委託契約を行っていましたが、当該年度の委託契約前に除草作業を行っていました。今後は、委託契約前の作業とならないよう、速やかに契約締結をするよう事務手続きを進めます。 機械器具を使わない歩道内の草むしり作業等は事故の危険性がないと考え、保険に加入せず作業していましたが、作業者の中には高齢者がおり転倒事故も考えられるので今後は全作業を対象とした保険の加入を行います。 また、損害保険の予定額の積算が明確になるように詳細な内訳がわかる見積もりを徴収します。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
41	土木	対馬振興局建設部 用地課	加志川総合流域防災工事に伴う土地鑑定評価契約において、100万円を超える契約であるにもかかわらず、検査調書が作成されていない。	土地鑑定評価業務については、委任契約のため検査調書の作成は不要であるとの誤った認識により作成しなかったものであります。 本件指摘を受け、土地鑑定評価依頼事務取扱要領を改正し、検査調書の作成を明文で定め、適正な契約事務について改めて周知を徹底しております。
42	土木	長崎港湾漁港事務所 港営課	長崎県営常盤駐車場管理・収納業務委託において、精算機のデータと収納金額が不突合である原因の確認が不十分なまま検査合格としている。	不突合が生じた場合、この原因について確認を行ったうえで、検査を行うように徹底しています。
43	土木	杵岐振興局建設部 建設課	浜田川通常砂防工事(堰堤工)において、事前に実施した地質調査報告の送付事項を設計に反映せず、観測機器を設置しなかったことなどから、法面変状に伴い工事期間の延長や工事費の増加が発生している。 また、地盤改良工などの追加に伴う設計変更の際、変更施工計画書の提出を受ける前に着工させている。	送付事項の脆弱層の存在する箇所については、設計時点で検討し安全性を確認していたが、今回の事案は調査地点以外で地層が急変していたことが原因で発生したものであることから、今後は掘削箇所脆弱層が確認された場合は、直近で地層が急変する可能性も含め、近隣の地質調査結果や、文献等を参考に追加ボーリング等の再調査を検討し、適切な設計を行うことで、安全かつ効率的な工事の施工を行ってまいります。 また、変更施工計画書の提出を受ける前に着工させていたことについては、今後は、追加工事を指示する際は、変更施工計画書提出を工事打合せ簿に明記し、提出を確認した上で着工させることを徹底します。 そのため、職場内で情報共有を行い、打合せ簿に変更施工計画書提出確認のための欄を追加します。
44	土木	長崎港湾漁港事務所 総務課	消耗品等出納簿(切手)において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、年度初めに行う前年度繰越高の物品管理者及び出納員の確認がなされていない。	年度当初、物品管理者及び会計員の確認印を受けるよう徹底するとともに、今後はこのようなことがないよう、適切に処理します。
45	土木	県央振興局建設部 管理課、道路第一課、河港課	県有地であるダム資料倉庫の敷地に、撤去してきた自転車などを大量に放置しており、管理が不十分である。	不法投棄物件に関しては、処分可能な物について、令和3年度中に処分を行い、残りの物については、次年度以降に処分を検討致します。 あくまで仮置き場であるため、今後は保管が長期間とならないよう対応してまいります。 また敷地への侵入防止のため、門扉が壊れたフェンスについては、チェーンと南京錠で保全を図りました。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
1	出納	物品管理室	<p>○物品の管理について 令和2年度に備品等の基準額の見直しがあり、各所属においては、基準額に満たない備品等を物品管理簿から削除する作業が行われたが、物品管理簿から本来削除してはならない加除式図書等や基準額を超える物品を誤って削除している事例が少なからず見受けられたので、物品管理簿の整理状況について再度確認されたい。</p> <p>また、所管課においては、基準額の見直し内容について改めて周知を図るとともに、各所属で適正な整理がなされているか確認されたい。</p>	<p>令和2年度の備品基準額見直しに際しては、数回にわたり、基準額に満たない備品等の削除作業手順の留意点について、物品管理室長通知を發出しています。今回、指摘が多かった「加除式図書」についても、「金額に関わらず物品出納簿への登録が必要で今回の削除対象とはならないので注意するように。」と明記しております。</p> <p>また、物品管理者に対しても、削除すべきでないものを削除しようとしていないか必ず確認するよう注意を促しました。</p> <p>しかし今回の監査において指摘を受けた所属では、図書の基準額が1万円から2万円に改正されたことを受けて、本来なら削除の対象となっていない加除式図書等を誤って削除してしまったとのことで、周知・指導が十分ではなかったものと考えております。</p> <p>そのため、令和4年5月27日付けで物品管理室長名において、「適正な物品管理について」の通知を發出するとともに、7月上旬に動画配信予定の物品取扱事務説明会の中でも、再度、周知を行います。</p> <p>今後も物品管理指導検査や出納検査等を通じて、引き続き確認及び指導をしてまいります。</p>

3教総第148号

令和4年5月18日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司
(公印省略)

令和3年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和4年3月30日付R03-21000-01118にて提出された監査結果に基づき、別紙
のとおり措置を講じましたので通知します。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	教育	北松西高等学校	自動販売機の設置に係る使用料について、調定が大幅に遅延している。	令和元年度から令和3年度までの契約期間において、令和2年度分の貸付料を徴収していないことに気づき、令和3年度途中に2ヶ年度分を調定したことによるものです。各年度当初に財産貸付収入の調定が必要なものについて、3年分を一括して調定し徴収していると誤認したことが原因です。今後は、財産貸付収入の調定が必要なものを契約書に基づき洗い出しを行い、各年度末に行政財産貸付台帳を確認し、調定いたします。事務室全体の共通認識とし、不適切な会計処理の防止に努めてまいります。
2	教育	口加高等学校	ストレスチェック面接指導業務委託契約において、施行伺を作成していない。また、単価契約であるにもかかわらず、契約伺を支出負担行為決議書により行っている。	面接指導を実施する医師は、当該事業場において労働安全衛生業務に従事している医師が推奨されており、契約の相手方が健康管理医に限定されていたことで、施行伺を作成せず契約伺の作成のみでよいと誤認しておりました。また、単価契約とするべきところを総額として支出負担行為決議書により契約伺を行っておりました。今後は必要な様式等の情報共有化を図るとともに、入札・契約事務マニュアルを確認して事務を行うなど適切な事務処理に努めてまいります。
3	教育	口加高等学校	印刷機の消耗品において、伺いによる決裁を行わず購入しているものがある。	印刷機の消耗品の購入の際、物品購入伺簿による決裁を経ることなく、発注を行っていました。印刷機のインク・マスターの購入については、例年、年度当初に単価契約を行いますが、年度初めで多数の印刷件数が集中する中、消耗品の在庫が切れてしまい、急を要したために伺いによる決裁を行わず、購入してしまいました。今後は、発注する際は、物品購入伺簿の購入品目明細を見ながら行うなど、適正な契約事務を徹底するとともに、年度末の消耗品の在庫数にも留意いたします。
4	教育	北松西高等学校	使用していないプロパンガスの基本料金を長年にわたり漫然と支出している。	令和3年度は理科室のプロパンガスを利用しておらず、毎月基本料金のみ支出している状態であったため、過去の支出証拠書類を確認したところ、長年にわたり基本料金のみ支出していました。理科室のプロパンガスは、実験に利用するためのものですが、長年、使用していませんでした。今後授業でプロパンガスを使用する可能性が考えられたため、いつでも使用できる環境を維持していました。また、プロパンガスを撤去すると、撤去費用・再設置費用がかかるため、撤去していませんでした。今後は、実験による学習の重要性が高まっており、プロパンガスを利用した実験を行うこととしております。
5	教育	吉岐商業高等学校	し尿浄化槽保守点検業務委託の変更契約において、施行伺の作成・決裁及び見積執行通知を行っていない。また契約変更において、仕様書における点検回数を誤って記載している。さらに学校で保管されていた変更契約書の収入印紙が貼付されていない。	令和2年度の浄化槽保守点検業務委託について、令和2年4月の水環境対策課の通知を踏まえて、変更契約を行い、法定点検を26回実施しましたが、施行伺等を口頭決裁で済ませており、本来文書で行うということを失念していました。また、仕様書の点検回数を「年24回以上」と誤った記載をするとともに、収入印紙の貼付が漏れていました。所管課の通知を踏まえ、年26回の法定点検の実施が必要であることは、双方認識しており、「年24回以上」という契約内容に見直せば、26回実施したとしても問題ないという認識でした。指摘内容を踏まえ、改めて、当該業者と協議し、変更契約の手続きを行うとともに収入印紙の貼付も行いました。今後は、変更契約の手続きを行う際は、入札・契約マニュアル等をきちんと参照し、必要な事務手続きについて、遺漏がないよう努めます。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
6	教育	北松西高等学校	既に終了した県有財産貸付契約に係る契約保証金について、還付しないまま長期間保管し続けている。	平成30年度に県有財産の貸付終了に係る契約保証金を自動販売機設置業者へ還付しておりませんでした。自動販売機設置業者へ還付請求書の提出を求めていましたが、業者の担当者の交代等もあり、提出されなかったため、長期間保管することになってしまいました。指摘後、還付請求書を提出してもらい、当該契約保証金は既に還付しております。今後は、還付が遅れないよう業者との連絡を密に行ってまいります。また、再発防止に向けて、本校で作成した契約保証金チェックリストを利用するとともに、保管金状況の定期的な確認を行ってまいります。
7	教育	長崎北高等学校	職員公舎における外壁調査業務委託において、再委託の承認がされていない。	「工事に関する設計、調書及び測量に係るもの」であるため契約書は省略しており、また、仕様書にも再委託についての記載を行っていませんでした。今回の指摘を受けて、関係法令等を確認するなど、契約の原則について改めて職員間で共通認識を図ったところです。今後は、決定業者に対して、再委託についての確認を行い、適正な業務遂行に努めます。
8	教育	猶興館高等学校	委託契約書等において、検印を受けることなく公印を押印している。	機械警備業務委託等の施行伺決裁後の文書に「浄書」「校合」「検印」の押印漏れがありました。決裁後は、複数の職員で訂正箇所を確認したうえで公印を押印していましたが、担当職員の認識不足により「浄書」「校合」「検印」の押印が漏れていました。再発防止のため、今後は、公印を押印する際は検印を確認してから行うよう徹底し、事務室全体での共通認識のもと適正な事務処理に努めてまいります。
9	教育	対馬高等学校	消防用設備点検業務委託(学校・セミナーハウス)において、複数年にわたり不良箇所が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。	消防法に基づき、年2回の定期点検を実施し、複数年に渡る不良箇所については、対応方針を検討、整理し当初から設計業務の見積依頼等を行っていたところですが、見積作成に多大な時間を要したため、予算化が困難であったところです。当該不良箇所については、令和4年度に改修工事に着手することとしています。今後は、本事項のように即時の対応が困難な場合は、随時の対応方法及び施工計画を整理することとまいります。
10	教育	ろう学校	スクールバス運行業務契約において、入札者が入札書と同時に提出すべき確約書を提出していないにもかかわらず入札に参加させている。	令和2年度のスクールバス運行業務契約において、届出運賃により入札額を積算した旨の確約書を入札時に提出する必要がありましたが、提出がなかった1者については、口頭で「届出運賃」により積算していることを確認し、開札を行い業者を決定してしまいました。原因としては、口頭により業者へ確認すれば確約書の未提出は失格にあたらないと誤った判断をしたためです。令和3年度分から必ず入札書と同時に確約書を提出させており、同業務の入札の際は、必ず確約書を提出させる必要があることを、事務職員全員が認識し、相互にチェックすることとしました。また、業者に対しても事前に入札時に確約書を必ず提出するよう連絡するようし、確実に確約書を提出させるようにしました。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
11	教育	ろう学校	教職員事務用パソコン売買契約において、機種を変更しているが、変更契約を行っていない。	<p>教職員事務用パソコン売買契約において、業者からの機種変更申入書の提出を受けた際、機種変更の承認決裁は取っていましたが、機種変更による変更契約を行っていませんでした。</p> <p>原因としましては、変更承諾書の提出を受けず口頭でやり取りをし、変更契約の手続きを失念していたためです。</p> <p>改めて、入札・契約事務マニュアル等により、変更契約する時の事務処理の流れを確認しました。</p> <p>今後は、契約に変更が生じた場合は、十分注意する必要があること、また財務規則、入札・契約事務マニュアルをよく確認し、相互チェックをすることを確認しました。また、業者からの変更契約の申込みがあった際は、伺いだけでなく、変更契約を行うことを再確認しました。</p>
12	教育	佐世保特別支援学校	体育館水銀灯ランプ交換において、交換した水銀灯ランプを産業廃棄物収集、運搬及び処分業の許可を受けていない者に行わせている。	<p>本校の体育館の照明機器は昇降機のないタイプのため足場を設置する必要があり、電球を交換するまでは照明機器本体の故障の可能性も排除できないため「修繕」という認識で施工依頼し、今回は処分を含む修繕という認識であったため、処分までを業者に依頼したところですが、修繕費用には処分費も計上して適正に処分が行われるように、依頼業者に伝え、口頭ではあるが処分についての確認についても行ったところですが、</p> <p>今回の指摘を受け、部品交換と修繕の区別が簡単に行えないことを事務室全体で認識し、より適切に処分を行うための話し合いを行いました。</p> <p>今後、部品交換と修繕の判断が難しいものについては、産廃処分もしくは下取りを行うことを事務室内で確認しました。</p>
13	教育	鶴南特別支援学校	時津分校玄関広場舗装補修工事において、工事内容を変更しているにもかかわらず変更契約を行っていない。	<p>オーバーレイ工法であった部分が予想以上に劣化していたため、受注者から既存舗装を撤去し再舗装する方法へ変更したいが、その際の増額変更は希望しないという旨の工事打合せ簿の提出があり、県側の不利益にはならないためそのまま承諾したところですが、</p> <p>施工内容の変更を承諾しているため、契約金額の増減に関わらず設計変更・変更契約を行うべきところを、県の不利益にならないからといって設計図書を軽視し安易に工事打合せ簿だけで承諾してしまったことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、書面で交わした設計図書の重要性を再度認識するよう周知し、具体的な手続きについては土木部作成の設計変更ガイドラインを提示して事務室各職員へ研修を行い、共通理解を図ったところですが、</p> <p>今後、ファイル製本した設計変更ガイドラインを作成、確実に引き継げるようにし、また、組織としてのチェック機能を働かせるために、自分の担当外業務についても、常々理解してチェックするように声を掛け合うようにしました。</p>
14	教育	北松西高等学校	使用していない物品や設備が多数置かれたままになっており、管理が不十分である。	<p>不使用する備品及び修理不能な備品等について、廃棄されずに多数置かれたままになっていました。</p> <p>小値賀島内に産業廃棄物運搬・処分業者が存在しないため、処理できずにそのままになっていたことが原因です。</p> <p>今後は、処分すべき物品は一ヶ所に集め、早期に処分の手続きに取り掛かれるよう環境を整えるとともに、島外業者に見積もりを取り、計画的に処分いたします。</p>

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2 - 1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
15	教育	希望が丘高等特別支援学校	加除式の図書(2冊)を紛失しており、物品の管理が不十分である。	<p>令和2年度の配置物品点検時に、長崎県教育関係通知通達集(2冊)が配置場所である事務室のキャビネットの中に無いことが判明しました。</p> <p>校舎内のあらゆる場所を探索しましたが見つからず、全職員及び転出した職員にも確認しましたが所在を確認することはできませんでした。</p> <p>物品管理に対する意識が低かったことが原因であると考えております。</p> <p>紛失した図書については、出納局物品管理室に確認し、物品出納簿記載内容修正等決議書に不明になった経緯を記載のうえ、物品管理簿から払い出しを行いました。</p> <p>今後は、物品管理マニュアルに従い、毎年度の物品点検を確実に行うとともに、二度とこのようなことが起こらないよう適正な物品管理について、全職員に周知徹底いたします。</p>
16	教育	長崎明誠高等学校	浮棧橋について、海域管理条例に係る許可を受けなのまま設置している。	<p>平成28年9月、ボート部の使用する艇庫にある浮棧橋改修の際に琴海行政センターと打ち合わせの中で、「西海川に設置するものについて河川課の許可を取る必要があるのでは」との助言を受け、長崎振興局建設部管理課へ問い合わせたところ、設置場所は河口区域内ではないので許可の必要はない」との回答を受けたところです。</p> <p>設置されている場所は平面図で見ると川の一部のように見えるため、そこが海域であるという認識がなく、結果として海域占用許可をとらないまま設置をしてしまったことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、ただちに長崎振興局長崎港湾漁協事務所港営課へ海域占用申請許可申請書の提出を行い、令和3年11月1日付で許可を受けました。以後年度ごとに許可が必要になるため、令和4年度分の許可については令和4年1月31日付で申請し令和4年2月8日付で許可を受けたところです。</p> <p>今後、上記浮棧橋については、年に1度の許可申請が必要になるため、年度末に必ず許可申請を行うことを引き継ぎ書で明文化し、担当間のみならず事務室全員で共有、認識することを確認しました。</p> <p>また、今後工事で県有地以外の土地に物件を設置する際には工事業者、関係機関との連絡を密にし、許可等の申請が必要なことを事務室全員で心がけ、引継ぎとしても残していくこととしました。</p>
17	教育	鶴南特別支援学校	保管金において、税務署へ納付すべき所得税のうち2年半にわたり払い出されていないものがある。	<p>時津分校で実施した講師謝金から控除していた所得税2件(平成31年3月支出1件及び令和2年12月支出1件)について、本校での納付を失念しておりました。</p> <p>保管金の払い出しの際に、保管金出納通知簿照会画面をシステムから印刷して使用していましたが、当月以外の出納や累計残高が確認できず、月をまたいだ支出(決議の翌月に支払い)であった2件を見落としておりました。</p> <p>出納通知簿でなく出納簿の照会画面には、その月の出納だけでなく、累計残高も表示されるため、保管金出納簿照会画面を払い出しの際に印刷して確認することとしました。なお、指摘のあった所得税は令和3年11月に納付を完了しております。</p> <p>今後も、毎月の所得税払い出しの際に、徹底して出納簿での確認を行ってまいります。</p>